

那 霸 市 公 報

第 1 4 1 2 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）	296
「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）	296
「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）	296
那覇広域都市計画用途地域の変更、那覇広域都市計画地区計画の変更及び 那覇広域都市計画市場の変更について（都市計画課）	297
平成 17 年（2005 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）	298
平成 1 7 年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）	298
平成 17 年（2005 年）6 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）	301
平成 17 年（2005 年）5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示に ついて（総務課）	301

公 告

住民票の職権消除の公示について（市民課）	302
都市公園の名称変更について（公園管理室）	302

病 院 告 示

平成 1 5 年度那覇市病院事業会計決算	305
平成 1 7 年度那覇市病院事業会計予算	312

教 育 委 員 会 訓 令

那覇市教育委員会人事評価規程の一部を改正する訓令	315
--------------------------	-----

告 示

那覇市告示第28号
平成17年5月11日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第29号
平成17年5月12日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第30号
平成17年5月13日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第31号
平成17年5月16日
掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更、那覇広域都市計画地区計画の変更及び那覇広域都市計画市場の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域の変更、那覇広域都市計画地区計画の変更及び那覇広域都市計画市場の変更をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁長 雄志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画用途地域
那覇広域都市計画地区計画
那覇広域都市計画市場
 - 2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域
用途地域の変更
(1) 石嶺北翔地区・・・那覇市首里石嶺町2丁目及び4丁目
(2) 石嶺農住地区・・・那覇市首里石嶺町4丁目
地区計画の変更
(1) 石嶺北翔・福祉地区・・・那覇市首里石嶺町2丁目及び4丁目
(2) 那覇市首里石嶺農住地区（新規決定）・・・那覇市首里石嶺町4丁目
市場の変更
8号牧志市場（廃止）・・・那覇市松尾2丁目
 - 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）
-

那覇市告示第32号
平成17年5月16日
掲 示 済

平成17年(2005年)5月那覇市議会臨時会の招集について

平成17年(2005年)5月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成17年5月24日(火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて(那覇市税条例の一部を改正する条例制定)
 - (2) 平成17年度那覇市老人保健特別会計補正予算(第1号)
 - (3) 平成17年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)
 - (4) 専決処分の報告について(不動産登記法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定)
 - (5) 専決処分の報告について(那覇市税条例の一部を改正する条例制定)
 - (6) 専決処分の報告について(車輛物損事故)
 - (7) 専決処分の報告について(車輛物損事故)
 - (8) 専決処分の報告について(那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定)

那覇市告示第33号
平成17年5月20日
掲 示 済

平成17年度市政功労者の表彰について

平成17年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第2条第1項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第5条第2項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号320号

氏 名 ^{みやぎ のぶこ}宮城 宜子 (69歳)
現住所 *****
功績概要 平成元年8月より現在まで4期15年余にわたり市議会議員を務め、その間、教育福祉常任委員会副委員長及び同委員を歴任、市民福祉の向上及び市政発展に貢献。

登録番号321号

氏 名 ^{たから こうゆう}高良 幸勇 (60歳)
現住所 *****
功績概要 平成元年8月より現在まで4期15年余にわたり市議会議員を務め、その間、厚生経済常任委員会及び行財政改革対策特別委員会の委員長を歴任、市民福祉の向上及び市政発展に貢献。

登録番号322号

氏 名 ^{たかざと すずよ}高里 鈴代 (65歳)
現住所 *****
功績概要 平成元年8月より平成16年10月までの4期15年余にわたり市議会議員を務める。その間、広域都市圏問題対策特別委員会委員長や副議長を歴任、市民福祉の向上及び市政発展に貢献。

登録番号323号

氏 名 ^{あらかき ゆたか}新垣 侑 (81歳)
現住所 *****
功績概要 昭和26年の沖縄県水泳連盟の創設に尽力、同会長として貢献した。また、昭和41年より昭和48年まで本市体育指導委員として市民スポーツの普及振興に尽力、本市・本県のスポーツ振興・発展に貢献。

登録番号324号

氏 名 ^{ふくはら ちょうえつ}福原 朝悦 (76歳)
現住所 *****
功績概要 昭和31年沖縄県高等学校野球連盟の設立に尽力、以来理事長・会長等を歴任し後進の指導及び連盟の組織強化を図るなど、県高校野球の振興・発展に貢献。また、平成元年には県体育協会専務理事に就任し、本市・本県のスポーツ振興・発展に貢献。

登録番号325号

氏 名 ^{いしばし としお}石橋 俊夫 (74 歳)
現 住 所 * * * * *
功績概要 昭和 45 年より平成 12 年まで校区内の交通安全指導を行う。また大道小学校の学校評議員として学校教育、児童の健全育成、地域との連携等に尽力。永年にわたって交通安全指導、PTA活動、自治会活動に献身的に活動し本市の発展に貢献。

登録番号326号

氏 名 ^{いなぶく ぜんぞう}稲福 全三 (79 歳)
現 住 所 * * * * *
功績概要 昭和 48 年から 20 年余那覇市医師会役員として尽力。その間副会長、会長を歴任。常に医療福祉行政に積極的に参加し、本市の医療・福祉の向上・発展に貢献。

登録番号327号

氏 名 ^{よしだ ちょうけい}吉田 朝啓 (73 歳)
現 住 所 * * * * *
功績概要 永年沖縄県の保健衛生の業務に携わり県政の発展に貢献。平成 15 年に都市モノレールが開通後、屋上緑化が那覇市の緑化事業の目玉となった際、屋上緑化アドバイザーとして緑化技術指導をはじめ屋上緑化の普及推進に尽力。

登録番号328号

氏 名 ^{おおにし まさこ}大西 正子 (73 歳)
現 住 所 * * * * *
功績概要 昭和 46 年 12 月から 33 年余にわたり民生・児童委員を務め、その間地区民生協議会副会長を歴任し、組織の発展及び地域・市民福祉の向上に貢献。

那覇市告示第34号

平成17年5月20日

掲 示 済

平成17年(2005年)6月那覇市議会定例会の招集について
平成17年(2005年)6月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成17年6月1日(水)
2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
-

那覇市告示第35号

平成17年5月23日

掲 示 済

平成17年(2005年)5月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
平成17年(2005年)5月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会の採択陳情

- (1) いなんせ斎苑に対することについて
- (2) 那覇市勤労青少年ホーム教養講座継続について
- (3) 「歩道橋設置」に関することについて

公 告

那覇市公告第24号
平成17年5月20日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第25号
平成17年5月24日
掲 示 済

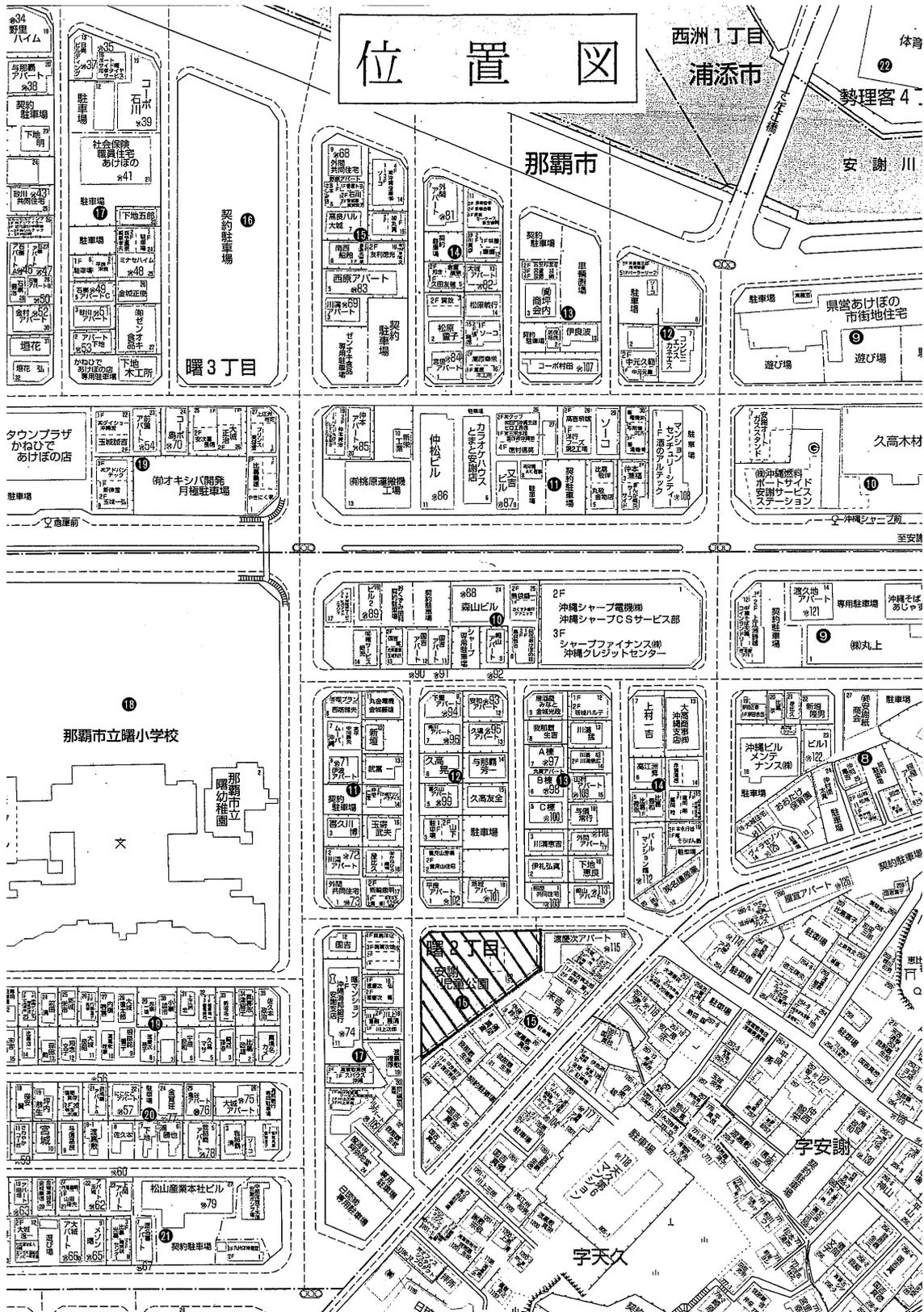
都市公園の名称変更について

みだしのことについて、那覇新都心土地区画整理事業の完了に伴い、供用開始されている都市公園の正式名称が決定したので次のとおり変更する。

また、その関係書は公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター(公園管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

旧名称	新名称	公園の位置	共用開始
天久公園	新都心公園	おもろまち3丁目2番1	H13.6.7
天久北公園	天久ちゅらまち公園	天久2丁目3番1	H10.3.31
天久1号街区公園	天久緑風公園	天久2丁目2番1	H15.3.17
天久2号街区公園	安謝東原公園	安謝1丁目1番1	H15.12.5
天久3号街区公園	天久プリン山公園	天久1丁目2番1	H15.3.17
天久4号街区公園	安岡ガジュマル公園	銘苅3丁目5番1	H14.3.15
天久5号街区公園	銘苅てんとうむし公園	銘苅3丁目3番1	H13.3.31
天久6号街区公園	銘苅かりゆし公園	銘苅1丁目5番1	H15.3.17
安謝公園	曙公園	曙2丁目1番1号	s49.10.11



病 院 告 示

那覇市病院告示第4号

平成17年 6月1日

平成16年(2004年)12月那覇市議会定例会で認定された平成15年度那覇市病院事業会計決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成15年度 那覇市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増減	備 考
	当初予算額	補 正 予 算 額	地方公営 企業法第 24 条第3 項の規定 による支 出額に係 る財源充 当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円	円	円	円	円	円	円
第1項 医業収益	8,985,360,000	0	0	8,985,360,000	9,137,350,204	151,990,204	(内仮払消費税及び地方消費税 13,361,325)
第2項 医業外収益	8,616,859,000	0	0	8,616,859,000	8,765,798,331	148,939,331	(内仮払消費税及び地方消費税 10,440,851)
第3項 特別利益	366,315,000	0	0	366,315,000	369,101,085	2,786,085	(内仮払消費税及び地方消費税 2,320,183)
	2,186,000	0	0	2,186,000	2,450,788	264,788	(内仮払消費税及び地方消費税 233)

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営 企業法第 23 条第 2項の規 定による 繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営 企 業 法 第 24 条第 3項 の規 定に よる 支 出 額	小 計	地方公 営 企 業 法 第 23 条第 2項 の規 定に よる 繰 越 額				
第1款 病院事業費用	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1項 医業費用	8,885,553,000	△174,002,000	0	0	0	8,711,556,000	0	8,711,556,000	8,613,735,294	0	97,820,706
第2項 医業外費用	8,688,532,000	△174,002,000	0	△15,186,647	0	8,497,363,353	0	8,497,363,353	8,429,547,935	0	67,815,418
第3項 特別損失	152,404,000	0	0	227,500	0	152,631,500	0	152,631,500	152,628,212	0	3,288
第4項 予備費	16,602,000	0	0	14,959,147	0	31,561,147	0	31,561,147	31,559,147	0	2,000
	30,000,000	0	0	0	0	30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000

貯蔵品に含まれる仮払消費税及び地方消費税 66,519,886円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 599,724,000	円 175,029,000	円 774,753,000	円 0	円 0	円 774,753,000	円 859,152,000	円 △435,601,000	
第1項 企業債	302,400,000	169,300,000	471,700,000	0	0	471,700,000	36,100,000	△435,600,000	
第2項 補助金	1,000	5,729,000	5,730,000	0	0	5,730,000	5,730,000	0	
第3項 出資金	297,322,000	0	297,322,000	0	0	297,322,000	297,322,000	0	
第4項 固定資産売却収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			決算額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額			
第1款 資本的支出	円 792,309,000	円 175,029,000	円 0	円 967,338,000	円 30,014,350	円 997,352,350	円 525,073,060	円 439,000,000	円 0	円 439,000,000	円 33,279,230	円 (うち繰越消費税及び地方消費税10,560,234)
第1項 建設改良費	439,000,000	175,029,000	0	614,029,000	30,014,350	644,043,350	221,764,930	439,000,000	0	439,000,000	33,279,230	(うち繰越消費税及び地方消費税10,560,234)
第2項 企業留保基金	303,309,000	0	0	303,309,000	0	303,309,000	303,308,100	0	0	0	900	

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 185,921,030円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 10,560,234円、過年度損益勘定留保資金 175,360,796円で補填した。

平成 15 年度 那 覇 市 病 院 事 業 損 益 計 算 書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位:円)

1 医業収益

(1) 入院収益	5,711,170,226	
(2) 外来収益	2,550,846,728	
(3) その他医業収益	<u>493,340,526</u>	8,755,357,480

2 医業費用

(1) 給与費	4,885,456,597	
(2) 材料費	1,850,843,025	
(3) 経費	1,362,541,749	
(4) 減価償却費	203,353,019	
(5) 資産減耗費	5,713,044	
(6) 研究研修費	<u>28,971,707</u>	<u>8,336,879,141</u>
医業利益		418,478,339

3 医業外収益

(1) 受取利息配当金	69,568	
(2) 他会計補助金	115,035,000	
(3) 補助金	8,691,600	
(4) 負担金交付金	182,587,000	
(5) その他医業外収益	<u>59,797,728</u>	366,180,896

4 医業外費用

(1) 支払利息	144,900,712		
(2) 雑損失	<u>167,112,855</u>	<u>312,013,567</u>	<u>54,167,329</u>
経常利益			472,645,668

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	<u>2,450,503</u>	2,450,503
--------------	------------------	-----------

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	<u>31,558,876</u>	<u>31,558,876</u>	<u>△29,108,373</u>
当年度純利益			<u>443,537,295</u>
前年度繰越欠損金			<u>4,537,793,230</u>
当年度未処理欠損金			<u>4,094,255,935</u>

平成15年度 那覇市病院事業剰余金計算書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位：円)

利益剰余金の部

I 欠損金

(1) 前年度未処理欠損金	4,537,793,230
(2) 前年度欠損金処理額	<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高	4,537,793,230
(3) 当年度純利益	<u>443,537,295</u>
当年度未処理欠損金	<u>4,094,255,935</u>

資本剰余金の部

I 受贈財産評価額

1 前年度末残高	179,770,060
2 前年度処分額	0
3 当年度発生高	0
4 当年度処分額	<u>0</u>
5 当年度末残高	<u>179,770,060</u>

II 国庫(県)補助金

1 前年度末残高	3,047,663,248
2 前年度処分額	0

3 当年度発生高	5,730,000	
4 当年度処分額	<u>43,822,500</u>	
5 当年度末残高		<u>3,009,570,748</u>
翌年度繰越資本剰余金		<u>3,189,340,808</u>

平成15年度 那覇市病院事業欠損金処理計算書

(単位:円)

1 当年度未処理欠損金	4,094,255,935
2 欠損金処理額	<u>0</u>
3 翌年度繰越欠損金	<u>4,094,255,935</u>

平成15年度 那覇市病院事業貸借対照表

(平成16年3月31日)

資 産 の 部

(単位:円)

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ土地		1,348,246,798	
ロ建物	7,737,277,983		
減価償却累計額	<u>3,522,762,116</u>	4,214,515,867	
ハ構築物	203,205,385		
減価償却累計額	<u>151,195,342</u>	52,010,043	
ニ器械備品	3,886,518,453		
減価償却累計額	<u>2,325,526,363</u>	1,560,992,090	
ホ車両	4,230,000		
減価償却累計額	<u>1,324,440</u>	2,905,560	
ヘ建設仮勘定		<u>10,191,680</u>	
有形固定資産合計			7,188,862,038

(2)無形固定資産

イ電話加入権	<u>2,413,600</u>		
無形固定資産合計		<u>2,413,600</u>	
固定資産合計			7,191,275,638

2 流 動 資 産

(1)現金預金		1,477,965,296	
(2)未収金		1,551,630,671	
(3)貯蔵品		29,104,257	
(4)前払金		154,193,426	
(5)その他流動資産		<u>900,000</u>	
流動資産合計			<u>3,213,793,650</u>
資産合計			<u>10,405,069,288</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1)引 当 金		
イ退職給与引当金	347,432,928	
ロ修繕引当金	<u>44,947,561</u>	
固 定 負 債 合 計		392,380,489
4 流 動 負 債		
(1)一 時 借 入 金	149,300,000	
(2)未 払 金	797,261,311	
(3)預 り 金	45,158,838	
(4)その他流動負債	<u>900,000</u>	
流 動 負 債 合 計		<u>992,620,149</u>
負 債 合 計		<u>1,385,000,638</u>

資 本 の 部

5 資 本 金		
(1)自 己 資 本 金	7,801,738,626	
(2)借 入 資 本 金		
イ企 業 債	<u>2,123,245,151</u>	
借 入 資 本 金 合 計	<u>2,123,245,151</u>	
資 本 金 合 計		9,924,983,777
6 剰 余 金		
(1)資 本 剰 余 金		
イ国庫補助金	3,003,417,748	
ロ県補助金	6,153,000	
ハ受贈財産評価額	<u>179,770,060</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		3,189,340,808
(2)利 益 剰 余 金		
イ当年度未処理欠損金	<u>4,094,255,935</u>	
利 益 剰 余 金 合 計	<u>△4,094,255,935</u>	
剰 余 金 合 計		<u>△904,915,127</u>
資 本 合 計		<u>9,020,068,650</u>
負 債 資 本 合 計		<u>10,405,069,288</u>

平成15年度 那覇市病院事業報告書

1 概 況

(1) 総 括 事 項

本年度は、医療をめぐる制度及び環境の変化に主体的に企業の機動性をもって対応するため、地方公営企業法を全部適用し事業管理者を設置いたしました。又患者の皆様に適切で質の高い医療を提供するため、日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し認定を得ることができました。施設の面では、重症患者に対する医療を充実させるためのICU設置工事に着手いたしました。

(業 務)

入院・外来患者数は、年延べ 443,730 人で前年度の 444,180 人より人員で 450 人、割合で 0.1%の減少となっております。なお、病床利用率は、95.5%で、前年度 95.6%に比較して 0.1 ポイント低くなっております。

(経 理)

病院事業収益は、前年度に比べ 2.0%増加しておりますが、病院事業費用については、前年度比 0.01%の減となっております。なお、本年度の収支状況は次のとおりであります。

収 益 的 収 支		資 本 的 収 支	
病院事業収益	9,123,988,879 円	資本的収入	339,152,000 円
病院事業費用	8,680,451,584 円	資本的支出	525,073,030 円
収 支 差 額	443,537,295 円	収 支 差 額	185,921,030 円
(損益計算書による)		(決算報告書による)	

その結果、収益的収支における収支差額は、443,537,295 円の純利益となっております。

なお、前年度未処理欠損金 4,537,793,230 円より当年度純利益 443,537,295 円を差引いた額 4,094,255,935 円 が当年度未処理欠損金となっております。また、資本的収支不足額 185,921,030 円は、過年度損益勘定留保資金等で補填します。

以上のように、今年度も前年度に引き続き総収益が総費用を上回る良好な経営状況を維持しております。

平成 15 年度那覇市病院事業会計決算審査意見

むすび

平成 15 年度の病院事業は、27 診療科 (許可病床数 470 床) で運営がなされた。施設の利用状況は、入院患者 16 万 4,288 人、外来患者 27 万 9,442 人で入院患者が対前年度より 267 人増加、外来患者が 717 人の減少となっている。

経営成績を損益収支状況でみると、病院事業収益は、91 億 2,398 万 8,879 円で前年度(89 億 4,797 万 3,622 円)に比較して 1 億 7,601 万 5,257 円(2.0%)の増収、病院事業費用は 86 億 8,045 万 1,584 円で前年度(86 億 8,104 万 4,882 円)に比較して 59 万 3,298 円 (0.0%) 減少しており、差引き 4 億 4,353 万 7,295 円の純利益 (前年度は 2 億 6,092 万 8,740 円)を計上し、その結果累積欠損金は 40 億 9,425 万 5,935 円(前年度 45 億 3,779 万 3,230 円)となっている。経営効率の基準でもある医業収支比率は前年度 102.8%に比べ 2.2 ポイント高く 105.0%となっている。なお、純利益の増加については、主に本年度の一人一日当たり診療収益が入院患者 3 万 4,763 円 (前年度 3 万 4,266 円)と外来患者一人一日当たり 9,128 円(前年度 8,905 円)の診療収益が前年度より 497 円、223 円がそれぞれ増加したことと、本年度の給与費 1 億 1,967 万 6,429 円、支払利息 1,546 万 1,845 円、その他特別損失 1,323 万 2,240 円等の減少や外来の患者数の減少などにより総費用が前年度より減少したことによるものである。

経営分析の結果は、最近 5 年間の動向は経営健全化の方向にあり、流動資産構成比率が前年度より 5.1 ポイント高くなっており、経営の安全性を示す自己資本構成比率も 66.3%で、前年度に比較して 2.8 ポイント高くなっている。また、100%以下が望ましいとされる固定比率は 104.3%であるが、前年度より 12.5

ポイント低くなっている。企業の支払い能力を示す流動比率(323.8%)、当座比率(305.2%)は、200%以上が理想とされ前年度に比較してそれぞれの比率は67.4ポイント、51.6ポイント高くなっている。

病院経営状況は前年度に引き続き黒字で安定した状態にあり、かつ、財務比率や収益率が前年度比でかなりの努力がみられ、また、ICUの設置準備、臨床研修病院としての研修医受け入れ準備、日本医療機能評価機構よりの病院機能評価認定等は大いに評価する。

今後も病院を取り巻く経営環境は厳しさを増すものと思われるが、健全経営の確保に努めるとともに、市民の信頼と期待に応えられる地域医療の担い手として、また、病院機能の独自性を発揮され、理念に沿った病院運営管理に努められたい。

業務の執行管理について、次のことに留意されたい。

1 未収金及び不能欠損金について

未収金については医業収益の伸びとともに前年度と比較して増加しているが、不能欠損については減少している。健康保険制度の改正、生活困窮による支払い困難、患者死亡、転居先不明等、徴収業務は厳しい状況にあります。滞納整理業務の更なる改善を行い費用対効果も考慮しながら今後とも徴収業務に努力されたい。

2 契約について

那覇市立病院臨床検査業務委託は、平成14年度に債務負担行為(平成14年度～平成19年度)の議決を得て、プロポーザル方式で随意契約により業者を選定し、平成15年1月1日付けで単価契約を契約している。この契約書中、年割額の限度額表示されていないことは、予算を超えて執行するおそれがある。予算内での適正執行を期すため、これを定めた上で、契約を締結するよう改善されたい。

那覇市病院告示第5号

平成17年 6月1日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市病院事業会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度那覇市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		470 床
(2) 年間患者数		
	入 院	166,224 人
	外 来	286,070 人
(3) 一日平均患者数		
	入 院	455 人
	外 来	1,177 人
(4) 主要な建設改良事業		
	施設整備費	260,547 千円
	医療器械器具及び備品購入等	160,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			9,207,955 千円
第1項 医業収益			8,849,608 千円
第2項 医業外収益			355,845 千円
第3項 特別利益			2,502 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			9,124,833 千円
第1項 医業費用			8,934,196 千円
第2項 医業外費用			130,035 千円
第3項 特別損失			30,602 千円
第4項 予備費			30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 129,768 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,026 千円、過年度分損益勘定留保資金 109,742 千円で補填する。)

収 入

第 1 款	資本的収入	626,365 千円
第 1 項	企業債	410,500 千円
第 2 項	補助金	1 千円
第 3 項	出資金	215,863 千円
第 4 項	固定資産売却収入	1 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	756,133 千円
第 1 項	建設改良費	420,547 千円
第 2 項	企業債償還金	325,586 千円
第 4 項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
寝具病衣賃借料	平成 1 8 年度 ~ 2 1 年度	69,982 千円
洗濯補修業務委託料	平成 1 8 年度 ~ 2 1 年度	61,425 千円
リネン管理業務委託料	平成 1 8 年度 ~ 2 1 年度	3,799 千円
複写機賃借料	平成 1 8 年度 ~ 1 9 年度	9,576 千円
内視鏡画像システム賃借料 (17 年度分)	平成 1 8 年度	630 千円
画像システム賃借料 (17 年度分)	平成 1 8 年度 ~ 2 2 年度	31,500 千円
新医療システム賃借料(17 年度分)	平成 1 8 年度 ~ 2 2 年度	9,261 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	施設整備事業
限 度 額	260,500 千円
起債の方法	証書借入
利 率	年 5%以内
償還の方法	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
起債の目的	機器備品整備事業
限 度 額	150,000 千円
起債の方法	証書借入

利 率 年5%以内
償還の方法 借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により
繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり
と定める。

(1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち
他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外
の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 5,195,887 千円

(2) 交際費 500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,580,000千円と定める。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第2号
平成17年5月19日
施 行 済

那覇市教育委員会人事評価規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市教育委員会人事評価規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会人事評価規程（平成15年那覇市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第22条中「及び配置換え」を「、配置換え及び業務改善」に改める。

別表第2の1ライン職の表係長の項中「係の」を「グループの」に、「係員」を「グループ員」に、「係業務」を「グループ業務」に改め、同項を同表主査の項とし、同表備考1中「主事及び主任主事」を「主事、主任主事及び主査」に改め、同表備考に次のように加える。

4 この表において「主査」とは、グループリーダーである主査をいう。

別表第3の1主事級適用の表 指導・支援業務の項及び2主任主事級適用の表 指導・支援業務の項中「係員」を「グループ員」に、「係業務」を「グループ業務」に改め、別表第3の3係長級適用の表 熟練・複雑・非定型業務、判断業務の項中「係業務」を「グループ業務」に改め、同表 指導・監督業務の項中「係員」を「グループ員」に、「係業務」を「グループ業務」に改め、同表 係業務に関わる企画・立案業務の項中「係の業務」を「グループ業務」に、「係業務の要所」を「グループ業務の要所」に改め、同項を同表 グループ業務に関わる企画・立案業務の項とし、同表を別表第3の3主査級適用の表とし、別表第3備考4中「係長」を「主査」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年5月19日から施行し、改正後の那覇市教育委員会人事評価規程の規定は、平成17年4月1日から適用する。